

5 消安第4779号
令和5年11月21日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の残留基準を設定（改正）すること。

カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル（総和をいう。）
(カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル)

